

1. NISA 導入創設及び目的

NISA の当初の導入趣旨及び目的は、「個人の株式市場への参加を促進する」ことであったのが、平成 25 年度税制改正において「我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進する」ことが新たに追加され、NISA の口座数は、令和元年 6 月現在 1,341 万口座数、買付額は 17 兆 2 千億円となっています。

2. 令和2年度税制改正大綱による改正の概要

(1) 一般NISA から新NISA へ

一般NISA 終了（2023 年）にあわせ、新NISA を創設し 2024 年 1 月から制度を開始し、つみたてNISA と選択して適用できることとします。改正の概要は以下のとおりです。

① 新NISA では、リスクの低い投資信託などに対象を限定した積立枠（1 階）と、従来どおり上場株式等にも投資できる枠（2 階）を設け 2 階建ての制度とします。安定資産への中長期的な投資・運用を重視し、原則（※）としてリスクの低い商品に投資した人だけが 2 階部分の上場株式等にも投資できる制度としています。

※ その年分の特定累積投資勘定において、6 月以内に公募等株式投資信託の受益権を受け入れている場合に限り、特定上場株式等を特定非課税管理勘定に受け入れることができることとされています。

なお、一般NISA を開設していた者又は 2023 年（令和 5 年）12 月 31 日以前に上場株式等の取引を行ったことのある者にうち、特定累積投資勘定に公募等株式投資信託を受け入れないことを証券会社等に届け出た者は、上場株式（※）を特定非課税管理勘定に入れることができます。

※ 上場株式とは、上場株式のうち整理銘柄として指定されているものその他の一定のものを除くとしています。しかし、2階建て制度の2階部分の上場株式等から除かれている「その投資信託約款又は投資法人規約において一定のデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行うこととされているもの」についても取得することができます。

② 2023 年（令和 5 年）12 月 31 日に令和 5 年分の一般NISA を開設している人は、2024 年（令和 6 年）1 月 1 日において、新NISA に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられることとされます。

③ 特定非課税管理勘定には、一般NISA、新NISA 又はジュニアNISA の上場株式等を、その上場株式等の価額（時価）で移管することができます。その場合、新規投資額の上限 102 万円からその受け入れた価額を控除した金額がその年の投資額の上限とされます。

④ 特定累積投資勘定に受け入れた公募等株式投資信託については、その勘定を設けた日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過したら、つみたてNISA にその公募等株式投資信託の取得対価の額で移管することができることとします。

● 現行制度と改正後の制度の相違点などは、以下のとおりです。

	一般NISA（現行）	新NISA（改正）
制度の開始	2014 年 1 月	2024 年 1 月
利用できる方	日本に居住する 20 歳以上の方（口座を開設する年の 1 月 1 日現在）	日本に居住する 18 歳以上の方（口座を開設する年の 1 月 1 日現在）
非課税投資枠	新規投資額で毎年 120 万円（2015 年以前は 100 万円）が上限 （非課税投資枠は最大 600 万円）	新規投資額で毎年以下の金額が上限 ①特定累積投資勘定・・・ 20 万円 ②特定非課税管理勘定・・・ 102 万円
非課税期間	最長 5 年間	最長 5 年間
投資可能期間	2014 年～2023 年	2024 年～2028 年
投資対象商品	株式・投資信託等	①特定累積投資勘定・・・公募等株式投資信託 ②特定非課税管理勘定・・・一定の上場株式等

(2) つみたてNISA の改正

つみたてNISA を 2042 年（令和 24 年）12 月 31 日まで 5 年延長することとしました。その結果、2023 年までに投資した人は、20 年間積立てすることができるようになります。

(3) ジュニアNISA の終了

ジュニアNISA は延長せず終了することとし、2024 年（令和 6 年）1 月 1 日以後は、ジュニアNISA 口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができることとします。（文責：山本和義）